



令和元年台風第19号による被災者生活再建支援のお知らせ

令和2年1月1日 第3号

佐野市復興推進本部

電話番号：25-8513

○令和2年1月6日（月）以降の各支援制度窓口について（ご案内）

11月30日から12月27日まで市役所1階、市民活動スペース及び佐野市紹介スペースで開設していた各種支援制度の窓口について、以下のとおり引き続き相談・受付を行います。

▶受付時間 【平日】8時30分から17時15分まで

▶相談・受付場所、問合せ先

- | | | |
|-----------------------------------|----------------|------------|
| ①災害見舞金、被災家財等購入等補助金、被災者生活再建支援金について | 社会福祉課（市役所2階） | 電話：20-3020 |
| ②国民健康保険税の減免について・・・ | 市民税課税政係（市役所2階） | 電話：20-3007 |
| ③介護保険料の減免について・・・ | 介護保険課（市役所1階） | 電話：20-3022 |
| ④被災住宅の応急修理について・・・ | 建築住宅課（市役所5階） | 電話：20-3103 |
| ⑤住宅の床下消毒（作業・補助）について | 消毒担当（市役所5階） | 電話：86-9511 |
| ⑥「り災証明書」の発行について・・・ | 市民課（市役所1階） | 電話：20-3019 |
| | 田沼行政センター | 電話：61-1124 |
| | 葛生行政センター | 電話：86-4713 |
- ※各支所においても、り災証明の発行受付をいたします。

○り災証明における家屋の再調査について

台風第19号の災害に係る被害認定については、第1次調査（外観目視や浸水深による調査）を行い、被害程度（全壊・半壊等）を判定していますが、申し出があった場合は、第2次調査（建物内部への立ち入り調査）および必要に応じて再調査を実施いたします。

▶問合せ先 資産税課（市役所2階） 電話20-3009

○被災家屋等の公費解体または解体費用の償還について

▶被災家屋等の解体・撤去に係る制度

- ①公費解体制度 被災した家屋等について、被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が公費で解体・撤去を実施します。
- ②自費償還制度 市が公費解体に着手する前に所有者等が自ら解体・撤去に着手した場合に、市が定めた限度額の範囲内で費用の償還を実施します。限度額を超えた分の費用は個人負担となります。
※必要書類等は、市HPや市役所等に設置しているハンドブック（第2版）をご確認ください。

▶対象となるもの

り災証明書において「全壊」又は「半壊（大規模半壊含む）」の判定を受けた被災家屋等の内、次に掲げるもので、被災家屋等の全体を解体・撤去する場合。

- ①個人住宅、②分譲マンション、③賃貸アパート、④賃貸マンション、⑤事業所

※③、④、⑤は個人又は中小企業者が所有するものに限る。

▶対象範囲

- ①建屋部分（地上部分）
- ②建物基礎（3階建て以下の戸建て住宅、2階建て以下かつ高さ10m以下の事務所等）

▶対象とならないもの

- | | | |
|--------------------------|----------|---------|
| ①一部解体、リフォームにより発生した廃棄物の撤去 | ②空き家 | ③倉庫 |
| ④ブロック塀、フェンス、カーポート、門扉等 | ⑤基礎杭、地下室 | ⑥浄化槽、便槽 |
| ⑦擁壁 | ⑧庭木、庭石 | |

※その他、写真や周囲の状況から見て、災害によるものであるかどうか確認できない場合は対象となりません。

▶事前相談窓口及び申請受付窓口の開設について

- ①事前相談（佐野市役所1階 佐野市紹介スペース）
日時：令和2年1月15日（水）から令和2年1月31日（金） 9：00～17：15
※土日も開設いたします。

- ②申請受付（佐野市役所1階 佐野市紹介スペース）
日時：令和2年2月4日（火）から令和2年3月31日（火） 9：00～17：15
※原則平日のみの開設となります。

※申請受付は混雑緩和のため予約制とさせていただきます。令和2年1月15日以降、相談窓口または、電話にてご予約いただきますようお願いいたします。

なお、解体工事は令和2年4月以降、順次実施する予定です。

▶問合せ先 復興推進本部（公費解体等窓口） 電話86-9372

○商工業への支援について

1、被災設備等再建支援補助金

機械や車両等の設備の修繕や更新費用の一部を支援します。補助対象は中小企業者で、災害以前・以降の事業継続や、再建を行った期日、市税滞納や他の補助金の利用の有無等が補助要件となります。

▶補助されるもの：台風第19号により被災した事業用設備の再建に要する経費（資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む）

▶補助率・金額：①補助率：対象経費の30%、②補助金額：3万円(下限)～100万円(上限)

2、被災建物等復旧支援補助金

被災した事業所(建物)の復旧費用の一部を支援します。補助対象は法人または個人事業主で、補助要件は、「被災設備等再建支援補助金」と同じです。

▶補助されるもの：台風19号により被災した市内の事業所(建物)の復旧に要する経費

▶補助率・補助限度額

①全壊100万円、②大規模半壊75万円、③半壊相当50万円、④一部損壊（補助率50%）10万円

3、復旧事業資金借入金返済利子補助金

被災した設備・建物等の復旧のために制度融資等を利用した際に、借入後の返済利子相当額を補助します。補助対象は中小企業者で、他の補助金利用の有無に関係なく補助されます。

▶補助されるもの 台風第19号による被害からの復旧のために借入れた事業資金の利子相当額

▶補助率・金額 ①補助率：融資に係る利子相当額の100%

②補助金額：上限額80万円

※1～3の補助金は、令和元年10月13日から令和2年10月12日までの復旧・借入を対象とします。

▶問合せ先 産業立市推進課（市役所3階） 電話20-3040

4、中小企業等グループ補助金に関する相談窓口

▶会場：グループ補助金等県南受付センター（佐野商工会議所1階）

▶開所日：毎週月・木曜日（予約制） ▶問合せ先：028-623-2422(電話)、028-623-3340(FAX)

5、栃木県よろず支援拠点による個別相談

▶会場：佐野商工会議所会議室 ▶内容：復旧・復興のための経営相談・事業計画などの支援

▶申込先：佐野商工会議所（電話22-5511）または 佐野市あそ商工会（電話62-3655）

○被害に遭われた農業者への支援について（農政課農業振興係(市役所3階) 電話20-3043)

今後佐野市において以下の支援を予定しております。詳細が決まりましたら通知等において、改めて周知をさせていただきます。

1、国庫補助による災害復旧

国が定めた基準に基づき概算事業費を算定し、その金額が40万円以上の工事を対象に、国の査定を経た内容について市が復旧工事を施工し、その費用を全額、国及び市が負担します。

2、市単独事業による災害復旧

国が定めた基準に基づき概算事業費を算定し、国の災害復旧の対象にならない13万円以上40万円未満の工事を対象として、市が復旧工事を施工し、その費用を全額市が負担します。

3、本市独自の災害復旧支援策

国及び市の災害復旧事業の基準に満たない小規模の災害復旧等について、受益者本人(複数の農家が共同して行うことを含む)が復旧作業を行う場合、その費用の一部を次のとおり支援します。

①市単独土地改良事業

国や市の災害復旧事業に頼らずに自ら工事発注を行い、農業用水路の土砂の撤去や、農地に堆積した土砂の撤去又は流出農地の復旧を行うことに対し、その費用について40万円を限度に市が全額補助します。

▶補助対象者：農業者本人、水利組合、土地改良区等

▶補助基準：市が定める補助金交付基準による手続きが必要。

②農業用施設等原材料支給事業

農業生産基盤の復旧のため、農業用排水路その他の農業用施設の改修等を自ら実施するものに対し、その施設等の復旧に要する原材料について10万円を限度に支給します。

▶支給対象者 水利組合、土地改良区、農業者本人

▶補助基準：市が定める原材料支給申請書による手続きが必要。

※各支援制度の詳細については『令和元年台風第19号被災者生活再建支援ハンドブック第2版』を1月6日(月)より市役所、各行政センター、各支所、各公民館へ設置いたしますので、ご活用ください。 【佐野市HPにも掲載しております。】